

政令第 号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項、第七条第二項、第八条第一項、第九条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加える。

第一条の見出しを「（窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域）」に改め、同条中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を、「第六条第一項」の下に「及び第八条第一項」を加え、「別表」を「別表第一」に改める。

第二条の見出しを「（窒素酸化物総量削減計画）」に改め、同条第一項中「総量削減計画」を「窒素酸化

物総量削減計画」に、「平成十三年三月」を「平成二十三年三月」に改め、同条第二項中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に、「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に、「排出の状況」を「排出状況」に改める。

第四条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(粒子状物質総量削減計画)

第三条 法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画(以下この条において「粒子状物質総量削減計画」という。)は、平成二十三年三月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準がおおむね確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めるものとする。

2 粒子状物質総量削減計画は、自動車の種別ごとの自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質発

生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質（法第九条第二項に規定する原因物質をいう。）の排出状況並びにこれらの見通しその他浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保に関し必要な事項について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

別表第一第一号中「、浦和市、大宮市」を削り、「加須市」の下に「、本庄市」を、「鴻巣市」の下に「、深谷市」を加え、「、与野市」を削り、「日高市」の下に「、吉川市、さいたま市」を、「同郡吉見町」の下に「、児玉郡上里町」を、「大里郡大里村」の下に「、同郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町」を加え、「同郡川里村」を「同郡南河原村、同郡川里町」に改め、同表第二号中「東・飾郡及び印旛郡白井町」を「白井市及び東・飾郡」に改め、同表第三号中「、田無市、保谷市」を削り、「秋川市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町」を「羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町」に改め、同表第六号中「尼崎市、西宮市、・屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市」を「姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、・屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び揖保郡太子町」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号中「貝塚市」を「貝塚市」に改め、同号を同表第七号とする。

別表第一第四号の次に次の二号を加える。

五 愛知県の区域のうち、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域

六 三重県の区域のうち、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曾岬町、三重郡楠町、同郡朝日町及び同郡川越町の区域

別表第一の備考中「平成四年十一月一日」を「平成十三年十一月一日」に改める。
別表第二中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年十二月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下この項において「改正後の施行令」という。）別表第一に規定する区域のうち次の各号に掲げる区域については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第十二条第一項の規定は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、適用しない。

一 改正後の施行令別表第一第一号、第三号及び第八号に掲げる区域であつて、この政令の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令別

表第一第一号、第三号及び第六号に掲げる区域以外の区域

二 改正後の施行令別表第一第五号及び第六号に掲げる区域

(経済産業省組織令の一部改正)

第三条 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十四号及び第六十四条第八号中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加える。

理由

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の措置のみによっては浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難であると認められる地域及び粒子状物質総量削減計画の作成の指針等を定める必要があるからである。